

8月

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

みのる法律事務所便り
第376号
令和3年8月

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

99



残す人 残される人 皆同じ
ともに楽しみ 思い出残す



令和3年8月6日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

夫も、妻も、親も、兄弟も、子も、孫も皆同じです。いずれはこの世とおさらばする身です。いずれは、どの人とも永遠の別れをしなければならないのです。いっしょにいられる時間は、短いのです。互いに相手に何をしてやれるのでしょうか。何を残してやれるのでしょうか。最も身近で、最も大切な人に何を残してやったらよいのでしょうか。

金ではありません。金を残したら、残される人の間で相続争いとなりかねません。いい思い出を残してやれたら、それが一番です。

いい思い出を残すためには、ともに生きているうちに、ともに楽しまなければならない。ともに楽しい時間をできるだけ多く持ちたいものです。

ともに楽しむためには、時には金もかかります。金を稼げる人にもならなければならない。自分もそうなりたいのですが、残された人にも金の稼げる人になってほしいのです。

そのための資格や実力を残しておいてやりたいのです。人間総合力を残してやりたいのです。

相続争いは、大幅に増えています。それは残した人の金の分捕り合戦です。そういうことのための知恵を残すより、人間力を残したいのです。

50年を超えて田舎弁護士生活を送らせてもらった恩返しの気持で、『楽しく生きるための相続』を書きました。発刊でき次第この事務所便りをお読み戴いている方にまず謹呈させて戴きます。ななめ読みでもして下さい。

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句 (100)

戦争も 裁判沙汰も 根は同じ
人間を思う 心の不足



令和3年8月6日
青空浮世乃捨

国と国との間の戦争も、親子・兄弟間の相続争いも、夫婦間の離婚裁判も、互いに相手を感じる心の不足から発生するものです。

この世に生み出された人間の辛さ苦しい立場を、心の底から分かったら、誰もが辛く苦しい浮世を生きることがよく分かります。互いにそのことが分かれば、それ以上相手を攻めたりできない筈です。戦争も骨肉相食む裁判沙汰もできない筈です。

生きているものの最も根本的な欲望は、生き続けたいと言うことにあります。その根本的な願いは、誰一人として叶えられないのです。せいぜい100年がいいところです。いずれ死んでいく身です。そのような辛く苦しい宿命にある者同士が、どうして戦争をしたり裁判沙汰を起こし、一層辛く苦しい人生にしなければならないのでしょうか。

人間は、他の生物と違い、将来に対する不安で悩まされるようにできています。この悩みを軽減するためには、「いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみ」なのです。

いずれ別れなければならない身です。戦争も裁判沙汰も止め、楽しく生き、いい思い出をつくらうという心で生きたいものです。

この事務所便りで駄弁句を詠み始め、百首となりました。区切りにこの句が浮かんだことは、ありがたいと思います。

避けられない死を思い、不安の中で暮らす人間の一生は、他の生物と違い、苦痛そのものです。「不安は人類最大の敵」です。不安の中に生み出された人間は、互いに相手を思い遣り、不安という敵に立ち向かわなければ、人生を楽しむことはできないということを改めて言いたいのです。戦争や紛争などしてはならないのです。



新刊書

『楽しく生きるための相続—法律と気持』

ご案内と謹呈 

新刊書『楽しく生きるための相続—法律と気持』を近日中に発刊します。発刊次第この事務所便りをお読み戴いている皆様にお読み戴きたく、謹呈させて戴きます。この事務所便りといっしょに送ることは間に合いませんので、でき次第送ります。代わりに、短編集の第5話を同封します。斜め読みでもして下さい。

この事務所便りで、『楽しく生きるための相続—法律と気持』の「蛇足」と称している部分を転載しますので、お読み戴き、もし興味が湧きましたら、後で送る本を読んで戴くという方法をとってみます。

蛇足の部分は、事務長と私の「金はどう使うべきか」という雑談レベルの会話を再現したものです。

暇な弁護士事務所では、所長と事務長とで、こんな話をして、暇を潰しているのだと笑って戴ければ、幸いです。

なにせ、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という生き方をしたいだけなのです。一人では面白くありません。多くの人を巻き込みたいのです。御迷惑をお掛けしますが、暫しお付き合い下さい。

蛇足(稼いだ金みちの使い途)

ここで紹介するのは、この本を書き終えた直後の事務長との会話です。この会話には、私自身が『楽しく生きるための相続』を実現するためにどのようにしているかが、具体的に出ています。

『いなべんの哲学の相続編』の私個人の実践録とでも言えそうです。私如きものの体験談ですから、他人の役に立つかどうかは、はなはだ疑問です。

余計なもののような気がしますが、自分自身のことですから『楽しく生きるための相続』の何よりも身近な実践例であることは間違いありません。

理屈だけ言うよりは、具体的な例を挙げた方が分かり易く、参考になるかも知れないなどと、いつもの我田引水的な誇大妄想癖が湧いてきました。恥をさらすことになりそうですが、あえて事務長との会話を紹介します。笑ってお付き合い下さい。

事務長

先生御自身は、稼いだ金をどのように使うべきだと考えていますか。

いなべん

自分が稼いだ金は、まず自分のために使う。後は、自分にとって最も身近で最も大切な人のために使う。言われて初めて考えたのだが、そんなふうにしてきた気がする。そんなふうを考えてやってきた気がする。改めて考えても、そうしたい気がする。

事務長

自分のために使うとは、具体的にどういうことですか。

いなべん

こんな本など発刊しても金になどならない。金が出るだけだ。そういう意味では道楽だ。130冊を超えてこんな駄弁本を発刊し続け、どれほどの金を使ったか分からない。それでも納得している。

自分の稼いだ金は、自分のやりたいことに使うというのが、金の使い途の優先順位第一位だ。いま、私はそうして来ていることを改めて確認した。

事務長

金の使い途の優先順位第二位は何ですか。

いなべん

自分にとって最も身近で最も大切な人のために使うということになる。これも過去を思い出し、改めてそうして来たことを確認した。

事務長

親族法では、親子は一親等、兄弟は二親等というように、身分関係の近い順を定めています。その順序で、より近い人のために使うということでしょうか。

いなべん

必ずしもそうではない。法律には関係はなく、自分にとって本当に身近で本当に大切な人のために使うということになる。

血のつながりがあるかどうかでも大事な要素の一つだが、それだけではなく、自分にとって人生をいっしょに楽しく生きる上で、本当に大事な人かどうかということによってより大切な人は決まる。運命共同体とでも言える人は、親族でなくても、大事な人だ。そういう人のために金を使うのは当然のことだ。

事務長

自分に使い、自分にとって身近で大切な人のために金を使っても、それでも金が残った場合は、どうすることになりますか。

いなべん

自分で使って、身近で大切な人のために使ったら、金など残らない。残るような使い方では、上手な使い方とは言えない。それでも万が一残ったら、その時点で、最も身近で最も大切な人に引き取ってもらうことにする。

だが、生きていうちに使い切ることになっているから、現金も預金も残らないよ。これまでもそうして来たので、いまもそういう状態で、現金も預金もほとんどない。今後もそうなると思う。

事務長

先生の考え方は、稼いだ金は生きていうちに使い切ってしまう、という考え

ということになります。稼いだ金は、生きているうちにどう使うべきだと考えているのでしょうか。

いなべん

自分が本当にやりたいことに使う。自分がこの世で一番身近で一番大事だから、自分のために使うというのは当然だ。誰だって自分が一番大事なのだ。それを互いに尊重しあうのが個人の尊厳だ。

次に自分にとって最も身近で、最も大事な人のために使う。普通は妻子だ。妻子のプラスになるように使う。これも当然だ。つまり自分と同じ位、あるいは自分に極近い人、つまり運命共同体と言える人のために使うというのも当然だ。

事務長

妻子のために金を残しておくということでしょうか。

いなべん

全然違う。金は残しておかない。後藤新平が言うように、「金を残すのは下、人を残すのが上」だ。妻子に金は残さない。特に子供に金を残し、相続争いになる火種は絶対に作らない。

子供には、資格と人格と楽しい思い出を残してやりたい。身近で大切な人の資格や人格や楽しい思い出のためなら、稼いだ金はどんどん注ぎ込んでやる。勿論、妻や子供でなくとも、大事な人の命や体のためなら、借金してでも出せるだけ出してやるつもりでいる。

事務長

奥さんの老後の生活費を残しておく必要はないのでしょうか。

いなべん

そのために自分の手許てもとに金で残しておくことはしない。妻のためには、保険や年金を自分が稼げる時に掛けておいてやれば、それがよい。会社や株にしておいてやるのもよい。

1年間に110万円までは贈与税が掛からないので、毎年110万円ずつ現金を渡し、妻の預金にしても、40年続ければ、4400万円になる。自分が生きていううちにそういう方法でやってしまい、自分に金は残さないことにしている。

子供や孫にも、年間110万円まで贈与税が掛からない。やれる時にはやっておくことにしている。自分の手許に金で残しておいて、死ぬ時になって分けてやるということはない。税金対策上もそのようなやり方はしない。だがそれ以上に大事な意味がある。年を取りすぎずは、ポケてしまいそうだから、しっかりしているうちにしっかりやっておくことにしている。

事務長

相続争いの火種を残したくないという思いなのですね。

いなべん

それだけではない。生きていうちに、いっしょに楽しい思いを共有したいからだ。死んだ後に、天国から自分の最も身近で最も大切な人が、私の稼いだ金を分け合って喜んでいっているのを見るのも嬉しいものかも知れないが、生きていうちにいっしょに楽しみたい。死んだ先は分からない。

なにせ、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を提唱している身だ。その哲学からすれば、生きていうちに金は楽しく使わなければならないという結論になるのは当然だ。

「地獄の沙汰も金次第」とは言うが、この世は、金を使わなければ楽しめないことも多い。金は、生きていうちに使わなければならない。そうしないと人生を楽しみ尽くすことはできない。まわりの人といっしょに楽しむためには、金を使わなければならないことが多い。だから稼ぐのだ。

事務長

先生御自身の相続問題に関する実践は、後藤新平の言う「金を残すは下、人を残すは上」を目指して、日々の生活を送っているということでしょうか。

いなべん

その通りだ。しかし、ただ人を残すだけではなく、いい思い出を、自分には勿論だが、身近で大切な人にも残すと言うことが大事なことだと思う。

それが『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』の実践だと確信している。

事務長

先生の楽しく生きるための相続を一言にまとめると、どういうことになるのでしょうか。

いなべん

「自分と、自分の最も身近で最も大切な人に、いい思い出を残す」と言うことになる気がする。

自分もまわりの人も、「楽しい人生を送れている」という実感が得られるように、金銭に限らず、言葉だったり、気持だったり、思い遣りを贈り続ける生活をする、ということになる。楽しくするのは金だけではない。言葉だったり、笑顔だったりもする。駄弁本を書くのもそのためだ。だが、それも金がないとできないことが多い。

事務長

それを実現するための具体的な方法として、どういう点に気を付ければよいのでしょうか。

いなべん

自分と身近で大切な人にいい思い出を残すためにも、思い遣りを形にするためにも一定の金は必要だ。そのためには、金を稼がなければならない。自分自

身は、金の稼げる人になる努力が必要であることは間違いない。金の稼げる弁護士になりたいのは、そういうわけだ。

これには当たり前のことだが、一生懸命に働くことが必要だ。私は、土・日・祭日なしの年中無休で働いているのは、そのためだ。仕事が好きだなどという理由だけではない。

事務長

そばで見ていて、それはよく分かります。稼いだ金の使い方については、どうでしょうか。

いなべん

いま述べた通り、生きていうちに、自分と自分の身近で大切な人のために使い切る、ということになる。自分と身近で大切な人が、いま、人生を楽しみ尽くすことに役立つように使うということになる。先のことのため金を残してやることも大事かも知れないが、先のことより、いま必要な金を出してやりたい。

事務長

もう少し具体的に言うと、どうなるのでしょうか。

いなべん

自分が楽しく生きるためになる金なら、ケチらないうで思い切って使い、身近で大切な人の本当に役立つ金だったら、思い切り出してやるということになる。場合によったら、借金してでも出してやる、ということだ。いま必要な金をまず出してやりたい。いまその金がなかったら借金してでも、いま出してやる。借金は働いて返せばいい。いま必要な金は借金してでもいま出す。

自分でも身近な人でも、命や体にとって必要な金は、出せるだけ出してやる。次に自分でも身近な人でも、その成長に必要な金なら出してやる。資格を取るのに必要な金なら必要な範囲で出してやる。

つまり、自分でも身近な大切な人でも、「いまの一瞬を、楽しみ尽くすために、本当に必要な金なら出してやる」ということになる。自分の生き方が決まれば、金の使い方も決まってくる。

事務長

私達は、相続問題というと、仕事柄相続に関する法律や判例などが気になりますが、それより大事なことがあるのですね。

いなべん

相続問題だって生き方の問題であり、哲学の問題だ。一人一人の気持の問題だ。法律や判例などより、もっと大事なことがある。

それは、私にとっては、『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』を実現するということだ。それを実現するためには、日々の生き方をどのように実践したらよいかということになる。それは法律ではなく、自分の気持次第ということになる。「心意気」という言葉があるが、「自分に誇りをもつ、強い気構え」をもちたい。相続問題に対する考

え方も同じだ。法律より心意気が大事だ。そう言えば分かる人は多い。分かってくれる人が多い。本気で説得すれば、分かってくれる。

事務長

相続事件を担当してきて、特に思い出深い話がありますか。

いなべん

事業経営者の夫婦が、二人の子供に多額の金を掛け二人共医師にしたが、事業は倒産し、会社も夫婦も自己破産したという事件を担当させてもらった。子供達に金は残せなかったが、子供達は二人共医師としての資格を残してもらい、立派にやっている姿を見ていると、こういうやり方もあるのだとその夫婦に感心したことがある。御夫婦にはやり切ったという安堵感が見られた。

事務長

何かもう一つお願いします。

いなべん

お父さんもお母さんも息子さんも超一級の人物だが、「写真集を作るのに、その度に小さなビルを建てる位の金を使い、息子に財産を残してやれそうもない」と御夫婦で苦笑していた。

他方、「金や財産などより、この写真集の方がどれ程ありがたいかわからない」と心の底から語った大学教授となった息子さんの素敵な笑顔が忘れられない。この家族は、人生を楽しく生きる達人だ。この家族の生き方は、理想の生き方だ。いなべんの短編集で紹介するつもりだ。

事務長

先生の子供さん達も「金よりも本を書いて残してほしい」といつも言っていますが、似ていますね。

いなべん

私達夫婦も子供達も、その御家族に少しでも近付きたいと思っているからだ。その家族の生き方を参考に生きている。理想的な生き方をしている家族を紹介することは、相続問題を考える上でも参考になりそうだ。

同じように考えてくれる妻や子には感謝している。孫達も少しずつ、ジジ・ババの気持を分かってくれるようになってきており、ありがたい。普段から気持を言葉だけではなく、実際にやることで分かってもらうことが大事な気がする。

事務長

私も二人の子の親です。子供達にいい思い出を残してやれるように頑張ってみます。ありがとうございました。

